

# 楽天ガスのご契約に関する重要事項説明書【楽天ガス supplied by 東京ガス プランS】

本書面は、お客さまが楽天エナジー株式会社（以下「当社」といいます。）にガス需給契約「楽天ガス supplied by 東京ガス プランS」をお申し込みいただくにあたり、料金その他の供給条件等の重要な事項および留意が必要な事項についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。

## 1. 楽天ガス供給取次事業について

- (1) 当社は、東京瓦斯株式会社（ガス小売事業者登録番号 A 0020。以下「東京ガス」といいます。）とのガス供給取次契約に基づき、東京ガスの取次事業者として、お客さまとガス需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結して東京ガスの供給するガスを取次販売いたします。
- (2) 本契約に関する詳細事項は当社が定めるガス需給取次約款（以下「本約款」といいます。）および一般ガス導管事業者（ガス事業法第2条第6項に規定される事業者をいいます。本契約では東京ガスネットワーク株式会社をいいます。）が定める託送供給約款、ガス工事約款とのおりです。
- (3) 本契約は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の供給区域の別表第1・2の1に位置付けられるお客さまと締結いたします。

## 2. 本約款の変更

- (1) 当社は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるとおり、本約款およびガス重要事項説明書（以下「約款等」といいます。）を民法548条の4に定める定型約款の変更規定により、お客さまの承諾を得ることなく変更することができます。これらの場合には、当社は、当社の指定ウェブサイトに掲載する方法、電子メール送付による方法その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により、あらかじめ効力発生日を定めて、お客さまへその変更内容をお知らせいたします。お知らせ後、効力発生日が到来した場合には、原則として本契約の期間中であっても約款等に定める料金に係る条件は変更直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は効力発生日から、変更後の約款等によります。なお、約款等の変更内容が料金の変更であって、お客さまが新たな料金を承諾しない場合には、効力発生日の15日前までに、当社所定の様式により当社ウェブサイトより本契約の解約を当社に通知することで、本契約を解約することができます。
  - ① 法令の改正により消費税および地方消費税の税率が改定された場合、改定法令の新たな税率に基づいて本約款に定める料金を改めるものといたします。
  - ② 東京ガスが定める各種約款および一般ガス導管事業者が定める託送供給約款が改定された場合、法令、条例、規則等（以下「法令等」といいます。）の改定により約款等変更の必要が生じた場合（前号の場合を除きます。）、その他当社が必要と判断した場合、約款等に定める料金その他供給条件を必要な範囲で変更するものといたします。
- (2) 約款等の変更に伴い（3）に定める場合を除き、料金その他の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまには次の事項をあらかじめ承諾していただきます。
  - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載すること
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地點特定番号を記載すること
- (3) 約款等の変更が、法令等の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更や約款等の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面で交付することなく説明することとし、契約変更後の書面交付をしないことについてお客さまにはあらかじめ承諾していただきます。なお、書面交付については当社が適切と判断した方法といたします。

## 3. 本契約の締結要件等

- (1) 当社は、お客さまが次の各号の条件を全て満たしていることを本契約締結の要件といたします。
  - ① 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の別表第1・2の「1. 供給区域等」に位置付けられる地区にお住まいで、すでに他のガス小売事業者（以下、「ガス取次事業者を含めて「ガス小売事業者等」といいます。）とガス小売契約を締結しているお客さま
  - ② 本契約のガス料金と、同一場所において同一契約名義で東京ガスが提供する有償付帯サービス料金（TESメンテナンスサービス契約、ガス警報器リース契約、床暖房賃貸制度、暮らし見守りサービス（マイツーホー）、ガス機器スペシャルサポート、その他のガス料金と合算して請求を行うサービス等の料金をいいます。以下「付帯サービス料金」といいます。）を合算して当社の定める方法でお支払いいただけるお客さま
- (2) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、本契約を締結することができないことがあります。
  - ① お客さまが、東京ガスとのガス需給契約上、複数のガスマーターを組み合わせて1需要場所とみなし、メーター毎の使用量を合計して料金を算定している場合
  - ② お客さまが、東京ガスのガス料金の請求方法について、一括請求もしくは分割請求を選択中の場合
  - ③ お客さまが、東京ガスのガス・電気セット割を適用中もしくは申し込み中の場合。なお、東京ガスのガス・電気セット割を解除した場合は、この限りではありません
  - ④ 当社または東京ガスの責めによらない事由により、ガスの供給が不可能もしくは著しく困難な場合
  - ⑤ 当社とお客さまとの他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金（ガス料金、付帯サービス料金および楽天でんき料金をいいます。）について、支払期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお支払期日までにお支払いがない場合
  - ⑥ 当社が、お客さまのお申し込み内容の不備や当社の設定する与信基準その他当社所定の基準により、お申し込みを承認できない場合

## 4. 本契約のお申し込み

- (1) お客さまが本約款にもとづくガスの使用を希望される場合は、あらかじめ約款等を承諾のうえ、当社所定の様式により当社ウェブサイトよりお申し込みをしていただきます。
- (2) お客さまは本契約のお申し込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申し込みをしていただきます。
  - ① 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款（以下「託送供給約款」といいます。）に定める需要家等に関する事項（20「保安に対するお客さまの協力」に規定する事項等）を遵守すること
  - ② 当社、東京ガスおよび一般ガス導管事業者が、ガスの供給に係るお客さま所有の供給設備または消費機器の保安情報および本契約に係るお客さまの契約名義、需要場所、契約内容および料金支払状況等を共同利用すること

## 5. 本契約お申し込みに伴う留意事項

- お客さまが、ガス小売契約を、他のガス小売事業者等から当社へ変更するにあたり、下記のような事項が発生する場合がありますのでご留意ください。
- (1) 現在のガス小売契約を解約すると、現在お客さまがご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
  - (2) 現在のガス小売契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。

- (3) 現在のガス小売契約において、ポイント等の特典がある場合には解約に伴い当該特典が失効する可能性があります。
- (4) 現在のガス小売契約において、付帯サービス等をご契約されている場合には、解約に伴い当該付帯サービス等が消滅する可能性があります。
- (5) 現在のガス小売契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約に伴い、継続利用期間が消滅する可能性があります。
- (6) 現在のガス小売契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

## 6. 本契約の成立および契約期間

- (1) 本契約は、お客さまからのお申し込みを受け、当社がこれを承諾した場合に成立いたします。
- (2) 他のガス小売事業者等からの切り替えに伴うお申し込みの場合の需給開始日（以下「需給開始日」といいます。）は、原則として、契約成立日以降、かつ各種契約手続きが完了後最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日といたします。
- (3) 現在ご契約中のガス小売事業者等への解約連絡は当社がお客さまに代わり行いますので、当社のガス需給開始とともに現在ご契約中のガス小売事業者等との契約は解約されます。
- (4) 本契約へのお申し込みに伴って、ガス事業法第14条第1項に定めるお客さまへの供給条件の説明、同法第14条第2項に定める契約締結前交付書面に記載すべき事項および同法第15条第1項に定める契約締結後交付書面に記載すべき事項について、当社が適切と判断した方法により提供することを承諾していただきます。
- (5) 本契約の契約期間は、需給開始日から、需給開始日以降1年目の応当日までといたします（以下「本契約期間」といいます。）。
- (6) 契約期間満了日以前にお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。
- (7) (6)にもとづく本契約の更新に伴って、当社は供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめお客さまには承諾していただきます。
  - ① 供給条件の説明は、更新後の契約期間のみを当社が適切と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
  - ② 契約締結後の書面交付は、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、本契約の契約名義、契約更新年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (8) 需給開始予定日は改めて通知いたします。なお、手続きの都合により需給開始予定日のご案内が需給開始後となる場合があります。また、お知らせした需給開始予定日は手続きの都合により変更となる場合があります。

## 7. 料金の算定および請求方法

- (1) ガス料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。ガス料金（税込、円未満切捨て） = 基本料金 + 従量料金（従量料金単価 × ガス使用量）
- (2) ガスの料金表は、約款別表第3の「楽天ガス supplied by 東京ガス プランS 地区別料金表」および当社ウェブサイトにおいて確認いただけます。

【プランS 東京地区等料金表】

料金表	1か月のご使用量	基本料金（円／月）	基準単位料金 <sup>※1</sup> （円／m <sup>3</sup> ）
A	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	759.00	145.31
B	20 m <sup>3</sup> をこえて 80 m <sup>3</sup> まで	1,056.00	130.46
C	80 m <sup>3</sup> をこえて 200 m <sup>3</sup> まで	1,232.00	128.26
D	200 m <sup>3</sup> をこえて 500 m <sup>3</sup> まで	1,892.00	124.96
E	500 m <sup>3</sup> をこえて 800 m <sup>3</sup> まで	6,292.00	116.16
F	800 m <sup>3</sup> をこえる場合	12,452.00	108.46

【プランS 群馬地区料金表】

料金表	1か月のご使用量	基本料金（円／月）	基準単位料金 <sup>※1</sup> （円／m <sup>3</sup> ）
A	0 m <sup>3</sup> から 24 m <sup>3</sup> まで	759.00	147.23
B	24 m <sup>3</sup> をこえて 500 m <sup>3</sup> まで	1,296.10	125.68
C	500 m <sup>3</sup> をこえる場合	7,612.30	113.06

※1 従量料金単価は原料費調整制度にもとづき基準単位料金をもとに毎月調整いたします。実際に適用される単価は当社ウェブサイトにて確認いただけます。

- (3) ガス使用量の検針は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款にもとづいて一般ガス導管事業者が行います。
- (4) ガス料金の算定期間は、前回の検針日（東京ガスが定めた毎月1度の検針を行う日）の翌日から今回の検針日までの期間を1か月とし、その間のガス使用量は、一般ガス導管事業者のガスマーターの計量によります。また、ガス料金は、そのガス使用量にもとづいて算定いたします。なお、本契約を解約等した場合などは、日数に応じて日割計算を行うことがあります。
- (5) お客さまのガス料金支払義務は、当社が東京ガスから料金算定期間（前回の定例検針日の翌日から今回の検針日までの期間をいいます。）のガス使用量の結果を受領した後、その翌月（今回の検針日が属する月の翌月をいいます。）にガス料金を当社ウェブサイトを通して請求した日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。
- (6) 当社は、ガス使用量、ガス料金および付帯サービス料金をお客さまの専用ウェブサイト（マイページ）にてお知らせいたします。当社は、当該お知らせをもってお客さまに請求を行ったものといたします。

## 8. ガス料金その他のお支払い方法

- (1) お客さまは、当社がガス料金と付帯サービス料金を合算（以下、合算した料金を「ガス料金等」といいます。）して請求したガス料金等をクレジットカード払いにより、毎月、支払期日までにお支払いいただきます。
- (2) お客さまのガス料金等がクレジットカードの引き落とし日に引き落としができなかつた場合は、別途コンビニエンストア用振込用紙にてお支払いいただきます。この際、原則として、1料金の算定期間および1通につき当社所定の事務手数料（税込330円）を当該コンビニエンストア用振込用紙にてお支払い時に申し

受けます。

- (3) ガス料金等の支払期日は、ガス料金の支払義務発生日の属する月の翌月 1 日といいたします。
- (4) お客様がガス料金を支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算してお支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年 10 パーセントの延滞利息を申し受けます。この延滞利息は、お客様が延滞利息の算定の対象となるガス料金を支払われた直後に支払い義務が発生するガス料金とあわせてお支払いいただきます。なお、その他付帯サービス料金のお支払いについてはそれぞれの約款および規定に従っていただきます。

## 9. お客様からのお申し出による本契約の変更および解約

- (1) お客様が、本契約の契約名義など契約内容を変更される場合には、当社所定の様式により当社ウェブサイトより通知していただきます。
- (2) お客様が、引越し等の理由によりガス使用を廃止（本契約の解約を含みます。）される場合には、廃止日の 15 日前までに廃止日を当社所定の様式により当社ウェブサイトより通知していただきます。
- (3) 他のガス小売事業者等への変更にもなう本契約の解約は、変更先のガス小売事業者へお申し込みいただきます。
- (4) 当社がお客様のガス使用を廃止する通知を廃止日以降に受けた場合は、お客様が当社に通知した日を本契約の解約日といいたします。
- (5) 当社または東京ガスの責めとならない事由により、ガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓）ができなかった場合、その措置が可能となった日を本契約の解約日といいたします。
- (6) 当社は、お客様が本契約期間中に本契約の解約をされた場合、中途解約金は申し受けません。

## 10. 当社からの申し出による契約の変更および解約または解除

- (1) 当社は、お客様が次のいずれかの事由に該当する場合には、当社の申し出にもとづき本契約を解除できるものといたします。なお、当該事由のいずれかに該当したときは、お客様は当社からの何ら通知催告等なく当社または東京ガスに対して負担する一切の債務の期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。この場合、当社は原則として解除する 15 日前および 5 日前までに解除日を明示して解除予告通知を行うこととし、お客様に対して、解除後無契約状態となった場合にはガスの供給が止まること、お客様が希望される場合には、ガスを供給することが義務付けられているガス小売事業者等からガスの供給を受けることができることを説明いたします。
  - ① お客様が、14「供給停止」(1) の各号に掲げる事由のいずれかに該当することによってガスの供給を停止された場合またはガスの供給が停止されなくても 14 の「供給停止」(1) の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合
  - ② 当社または東京ガスが、お客様の責めとなる理由により 13 「ガスの供給または使用の制限等」のガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客様に使用的制限もしくは中止をしていただいた場合で、お客様が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消されない場合
  - ③ お客様が、ガス料金等および当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金（ガス料金等および楽天でんき料金をいいます。）を支払期日を経過してなお支払わない場合
  - ④ お客様が、当社へ通知することなく、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合
  - ⑤ お客様が、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売または破産、特別精算、民事再生、会社更生等のその他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなした場合
  - ⑥ ⑤の他信用状態が悪化し、または恐れがあると認められる場合
  - ⑦ お客様が、本契約締結にあたり、告知すべき事項について、知っている事実を告げなかつたときまたは不実のことを告げた場合
  - ⑧ お客様が、過去または現在において、当社または当社グループ会社の提供するサービスを利用するにあたり当該サービスに係る規約、ガイドライン等に反する行為その他不正な行為を行っていた場合
  - ⑨ お客様が、楽天会員から脱会された場合
  - ⑩ お客様が、その他約款等に反した場合
- (2) 当社は、東京ガスの責めによらない事由によりガスの供給の継続が困難な場合には、事前にお客さまに通知することによって、本契約を解約することができます。

## 11. 契約消滅後の債権債務等

- (1) 本契約に当社とお客様との間に生じた料金その他の債権および債務は、本契約が解約または解除されても消滅いたしません。
- (2) 一般ガス導管事業者は、本契約が解約または解除された後も、ガスマーター等一般ガス導管事業者所有の既設供給施設を、設置場所の所有者または占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

## 12. 供給するガス

東京ガスが供給するガスの圧力、熱量ガスグループおよび燃焼性は、次のとおりです。

供給圧力	熱供給量	ガスグループ	ウォッペ指数	燃焼速度
最高圧力…2.5kPa	標準熱量…45M J	13A	最高ウォッペ指数：57.8	最高燃焼速度：47
最低圧力…1.0kPa	最低熱量…44M J		最低ウォッペ指数：52.7	最低燃焼速度：35

## 13. 供給または使用の制限等

お客様は、供給または使用の制限等について、次の事項を承諾していただきます。

- (1) 当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客様に使用的制限もしくは中止をしていたことがあります。
  - ① 災害等その他の不可抗力による場合
  - ② ガス工作物に故障が生じた場合および故障のおそれがあると東京ガスまたは一般ガス導管事業者が認めた場合
  - ③ ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工（ガスマーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため必要がある場合
  - ④ 法令の規定による場合
  - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（この場合、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉栓して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。）
  - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると東京ガスが認めた場合
  - ⑦ お客様が、23「使用場所への立ち入り」の各号に掲げる当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨

#### 害した場合

- ⑧ お客さまがガス工作物を故意または過失により損傷または失わせた場合
  - ⑨ お客さまが一般ガス導管事業者が定める託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合
  - ⑩ 保安上またはガスの安定供給上必要と東京ガスまたは一般ガス導管事業者が認めた場合
  - ⑪ その他、当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者がガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると当社が認めた場合
- (2) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、12「供給するガス」に規定するガスの熱量等を維持できない場合および(1)の規定によりガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、または他の適切な方法でお知らせいたします。

#### 14.供給停止

- (1) 当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、お客さまが次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することができます。この場合、当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、当社が①および②の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日の間に15日間程度および5日間程度の日数をおいて、少なくとも2回予告いたします。
- ① ガス料金等の支払期日を経過してもなおガス料金等のお支払いがない場合
  - ② 当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）のガス料金等について支払期日を経過しても支払いがなく、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
  - ③ お客さまが23「使用場所への立ち入り」の各号に掲げる当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合
  - ④ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合
  - ⑤ お客さまが、供給管から分岐して、道路とお客さまが所有または占有する土地との境界線に至るまでの一般ガス導管事業者のガス工作物を故意に損傷または失わせて、一般ガス導管事業者に重大な損害を与えた場合
  - ⑥ 20の「保安に対するお客さまの協力」(5)および21「お客さまの責任」(4)の規定に違反した場合
  - ⑦ その他約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合
- (2) 当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、お客さまと当社との間の本契約が解約または解除により終了し、当社がお知らせするガス供給を停止する日までに新たな供給者をお客さまが選択しなかった場合、ガスの供給を停止することができます。なお、これに伴い当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

#### 15.供給停止の解除

- (1) 14「供給停止」の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社または東京ガスが確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただきます。
- ① 14「供給停止」(1)①の規定により供給を停止したときは、支払期日が到来したすべてのガス料金等および滞納利息を支払われた場合
  - ② 14「供給停止」(1)②の規定により供給を停止したときは、当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）のガス料金等についてそれぞれの契約で定める支払期日が到来したすべての料金を支払われた場合
  - ③ 14「供給停止」(1)③、④、⑤、⑥、または⑦の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社および東京ガスに対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合

#### 16.供給制限等の賠償

- (1) 当社が本契約の解約または解除をし、または当社または東京ガスが供給もしくは使用の制限、中止もしくは停止をしたために、お客さまが損害を受けられても、当社または東京ガスの責めに帰すべき事由がないときは、当社または東京ガスは賠償の責任を負いません。
- (2) 当社または東京ガスが、前項にかかるべきお客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても、賠償する損害の範囲は当社または東京ガスの故意または重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものとします。

#### 17.工事費等の負担

- (1) ガス工事を申し込まれる場合には、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款にもとづき、一般ガス導管事業者にお申し込みをしていただきます。
- (2) ガスをご使用される敷地内にあるガス管、ガス栓、消費機器等（ただし、ガスマーテーは除きます。）はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置し、管理していただきます。本契約の開始・変更その他お客さまの都合による本契約内容の変更等により、お客さま所有のガス設備について工事費等が発生した場合は、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- (3) 供給管は一般ガス導管事業者の所有とし、これに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまのお申し込みにより供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費は、お客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまのガス使用またはガス工事の申し込みに伴い、本支管および整圧器について延長工事または入れ替え工事を行う場合、その工事費が一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款規定の負担額を超えるときは、その差額をお客さまに負担していただきます。工事費および支払方法等の詳細については、一般ガス導管事業者にお問い合わせください。

#### 18.供給施設の保安責任

- お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾していただきます。
- (1) 内管およびガス栓等はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、お客さまの資産となる境界線からガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
  - (2) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について(3)に定める検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
  - (3) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、一般ガス導管事業者は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
  - (4) お客さまが一般ガス導管事業者の責めに帰すべき事由以外により損害を受けたときは、一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。

## 19.周知および調査義務

- (1) 東京ガスは、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、インターネット、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 東京ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかつたときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 東京ガスは、(2)のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、ふたたび調査いたします。
- (4) 当社は、東京ガスの委託を受けて、(1)から(3)の周知および調査を実施する場合があります。
- (5) ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、(1)から(3)の周知および調査を実施できません。また、当社および東京ガスは、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。
- (6) 当社および東京ガスは、本契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者等が、ガス事業法令に定められた周知および調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。

## 20.保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾していただきます。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感じたときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。
- (2) 当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等をお客さまにしていただく場合があります。供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (3) お客さまは、東京ガスの「供給施設等の検査」に規定する検査または「19.周知および調査義務」に規定する調査の結果、供給施設、消費機器等について、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等のお知らせを受けたときは、所要の措置をとっていただきます。
- (4) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用を中止していただくことがあります。
- (5) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、お客さまが当社の承諾なしに供給施設を変更し、または供給施設もしくは「12.供給するガス」に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) お客さまは、一般ガス導管事業者が設置したガスマーテー等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 一般ガス導管事業者、必要に応じてお客さまの境界線内の供給設備の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。

## 21.お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾していただきます。

- (1) お客さまは、「19.周知および調査義務」(1)の規定により当社および東京ガスがガスの使用にともなう危険の発生を防止するためにお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ東京ガスの承諾を得ていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、一般ガス導管事業者の指定する場所に一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車または次の各号に掲げるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
  - ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること
  - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること
  - ③ 「12.供給するガス」に規定する供給ガスに適合するものであること
  - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること
  - ⑤ 一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること
- (5) ガス事業法第62条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。
  - ① 一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
  - ② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないことなお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者による協力するよう勧告することがあります。

## 22.供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾していただきます。

- (1) お客さまは、東京ガスにガスマーテーの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといたします。(2)において同じ。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスマーテーの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は東京ガスが負担いたします。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器およびガスマーテー以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を東京ガスまたは一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客さまにご負担していただきます。
- (3) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、(1)および(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまは、東京ガスまたは一般ガス導管事業者が(1)および(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち会わせることができます。

## 23. 使用場所への立ち入り

当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、次の作業のため必要な場合には、お客様の土地および建物に、係員を立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、係員はお客様の求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

- ① 検針のための作業（ガスマーテー等の確認作業等を含みます。）
- ② 供給施設の検査および消費機器の調査のための作業
- ③ 供給施設の設計、工事または維持管理に関する作業
- ④ 本契約の解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- ⑤ ガスの供給または使用の制限、中止または停止および停止解除のための作業
- ⑥ ガスマーテー等の法定検定期間満了等による取替の作業
- ⑦ その他保安上必要な作業

## 24. ガス事故報告

お客様は、消費段階における事故が発生し、東京ガスまたは一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合、東京ガスまたは一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社に提供することについて、承諾していただきます。

## 25. 楽天グループ株式会社の個人情報保護方針について

楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）並びにその子会社（当社を含みます。）および関連会社で構成される楽天グループ（以下単に「楽天グループ」といいます。）は、多種多様なサービスを提供しています。お客様によるサービスのご利用に際して、楽天グループは、お客様の情報を取得および利用し、また、当該情報を楽天が一元的に保管しています。

楽天が定めるこの個人情報保護方針（以下「本方針」といいます。）は、本方針を採用する楽天グループの会社がお客様の個人情報（お客様から直接ご提供いただいた情報、お客様の対象サービスのご利用に関する情報、および第三者から取得する情報が含まれます。また、本方針のもとで楽天グループが取得した個人情報を含みます。）を取得して取扱う目的および方法を明らかにし、個人情報に関するお客様の権利について理解を深めていただくためのものです。楽天グループは、お客様によるサービスのご利用にあたり、ご自身の情報がどのように取扱われるか、十分にご理解いただけるよう取り組んでいます。

本方針の詳細は、下記の当社ウェブサイトでご確認いただけます。

<https://privacy.rakuten.co.jp/>

## 26. 情報の共同利用プライバシーポリシーについて

当社は、以下の範囲内で必要な場合に限り、厳格な管理・監督のもと個人情報を共同利用させていただきます（※1）。また、個人情報の取扱いにつきましては今後必要に応じて見直しをさせていただく事がございます。個人情報の取り扱いについては、当社ウェブサイト（<https://energy.rakuten.co.jp/privacypolicy/>）に共同利用プライバシーポリシーとして掲載し、見直しの際は予め本ウェブサイトに掲載または通知いたします。

<共同利用 その1>

### ■共同して利用するお客様情報

- ・ お客様基本情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、小売供給等契約、生年月日、ご加入サービス、料金関連情報、ご利用状況等）
- ・ お客様ご利用のエネルギー設備情報（内管、ガスマーテー、ガス栓、ガス機器の機種・機器名等）
- ・ お客様からのお申出内容、訪問・作業履歴（販売・修理等の内容・日付等）
- ・ 供給地点に関する情報：供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報
- ・ 供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：ガス事業法第159条第4項に規定する通知に関する情報（ガス事業法改正（平成29年4月1日）前の「ガスの使用申込みを受けたときに調査した第159条第4項に規定する通知に関する同項目の情報」を含む。）

### ■共同利用する者の範囲

東京ガス株式会社及び[東京ガスライフバル、エネスター・エネフィット等](#)

### ■上記の共同利用する者の情報管理責任者

東京ガス株式会社(住所および代表者氏名は[こちら](#))

### ■利用する者の利用目的

- ・ エネルギー供給及びその普及拡大活動に関する各種サービス
- ・ エネルギー供給設備工事
- ・ エネルギー供給設備・消費機器（厨房、給湯及び空調等）の保安に関する各種サービス
- ・ エネルギー消費機器・警報器等の機器及び住宅設備の販売、設置、修理及び点検並びに関連するアフターサービスの提供
- ・ 漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のサービスの提供
- ・ 上記商品又はサービスに関するご案内

<共同利用 その2>

### ■共同して利用するお客様情報（※1）

- ・ 基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給契約の契約番号
- ・ 供給地点に関する情報：供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報
- ・ 供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：ガス事業法（※2）第159条第4項に規定する通知に関する情報（ガス事業法改正（平成29年4月1日）前の「ガスの使用申込みを受けたときに調査した第159条第4項に規定する通知に関する同項目の情報」を含む。）

### ■共同利用する者の範囲

ガス小売事業者（※3）、一般ガス導管事業者（※4）

### ■利用する者の利用目的

- ・ 託送供給契約の締結、継続、変更又は解約のため
- ・ 小売供給契約（最終保障供給に関する契約を含む。）の廃止取次（※5）及び供給者切替に伴う消費機器等の保安に関する情報の提供のため（※6）

- ・ 供給地点に関する情報の確認のため
- ・ ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事業の業務遂行のため
- ・ 消費機器調査の結果の通知・受領のため（※6）

■上記お客さま情報の管理責任者

- ・ 基本情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）
- ・ 供給地点に関する情報：供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者（一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業の供給地点を含む。）
- ・ 供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）

※1 当社は、共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全てのガス小売事業者及び一般ガス導管事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2 ガス事業法とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）第5条による改正後のガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）をいいます。

※3 ガス小売事業者とは、ガス事業法（※2）第6条第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、ガス小売事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）の附則により、ガス小売事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、住所および代表者氏名につきましては、[資源エネルギー庁のホームページ](#)をご参照ください）。

※4 一般ガス導管事業者とは、ガス事業法（※2）第35条の許可を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）の附則により、一般ガス導管事業者の許可を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、住所および代表者氏名につきましては、[資源エネルギー庁のホームページ](#)をご参照ください）。

※5 「小売供給契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給契約の解約の申込みを行うことをいいます。

※6 ガス事業法第159条第4項の規定により、ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者に対し、消費機器調査の結果を通知し、一般ガス導管事業者はその結果を受領します。

■楽天エナジー株式会社のお客さま情報の管理責任者(住所および代表者氏名は[こちら](#))

## 27.その他

- (1) 楽天ガスサービス利用における楽天ポイントの特典およびキャンペーンの実施については、当社のウェブサイトからご確認いただけます。
- (2) 上記に記載のない事項の取り扱いは、当社が別途定める楽天ガス需給取次約款によります。なお、楽天ガス需給取次約款は、当社のウェブサイトからご確認いただけます。
- (3) お客様には、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。
- (4) 本契約の締結、変更および解約その他お問い合わせ、ご不明な点は、下記、当社へお問い合わせください。

### ガス取次事業者のお問い合わせ先

楽天エナジー株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

電話番号 : 楽天エナジーカスタマーセンター 050-5490-9070

受付時間 09:30~17:30 月曜日~日曜日(年末年始等の期間は除く)

ホームページ : <https://energy.rakuten.co.jp/>

### ガス小売事業者のお問い合わせ先

東京ガス株式会社

東京都港区海岸 1-5-20

登録番号 : A0020

電話番号 : 東京ガスお客さまセンター 0570-002211 (ナビダイヤル)

03-3344-9100 (IP電話等ナビダイヤルをご利用いただけない場合)

受付時間 …月曜日～土曜日 9:00～19:00 , 日曜日・祝祭日 9:00～17:00

ホームページ : <https://vivr.tokyo-gas.co.jp/>